

玉名市6次産業推進計画（第3期）

1 計画策定の目的

地域経済の再建・活性化を図るために地域の基幹産業が連携を強化し、産業力の向上に取り組むとともに地域資源に付加価値を付けて地域加工品として磨き上げ、販路拡大に向けた取組を進めていくことが重要である。

このため、1次産業が2次、3次産業との連携をより強固なものとし、6次産業として発展していくための気運醸成を図り、地域における新産業の確立及び新たな加工品づくりに結びつく施策を進めるものとする。

2 6次産業の定義

本市の計画においては、農林漁業者（1次産業）が加工（2次産業）から販売（3次産業）までの工程を行うもの及び地域の基幹産業である農林漁業者（1次産業）と商工業者（2次産業）が協力し、互いの強みを活かして新商品の開発を行い、販路開拓（3次産業）を行うものを6次産業という。

3 推進体制

玉名市6次産業推進体制として次の組織を置く。なお、事務局はふるさとセールス課内に置く。

① 玉名市6次産業活性化委員会（以下、委員会という。）

対象：有識者、学識経験者

内容：6次産業化による地域活性化、市の計画や制度、補助金申請に関する審査など、6次産業育成のための支援体制の確立、6次産業推進施策のための適切なアドバイスを行う。

② 玉名市6次産業推進交流会（以下、交流会という。）

対象：市内外の各産業従事者

内容：6次産業化のトータル的な支援体制構築のための、情報交換・研究の場（異業種交流会、研修会）。

③ 玉名市6次産業推進勉強会、個別相談会（以下、勉強会という。）

対象：市内の1次産業者

内容：6次産業に関心のある事業者を集めた、6次産業化に取り組むための必要な知識を得る場。

4 補助金制度の創設

玉名市6次産業推進計画の目的を達成するために、玉名市6次産業推進事業補助金を創設する。この制度は、市内の1次産業を活性化するため、市内1次産業者を対象（農商工連携は対象外）とする。具体的な内容は次のとおり。

(1) 対象事業

- ①本市の農林水産物を活かした事業
- ②市場性が高く将来的に有望であると認められる事業
- ③地域への高い貢献度が見込まれる事業

(2) 補助金の対象経費

①研究開発費

- イ 試作及び実験に係る経費、資材費、機械装置等購入費及び借上げ料、製造及び改良に係る加工料、検査費、委託費
- ロ 研修費、調査分析費、講師・アドバイザーに対する謝礼及び旅費
- ハ その他研究開発に要する経費

②販路開拓費

- イ 展示会等の会場借上げ費、出展費用、旅費（原則として玉名市の旅費規定に準ずる）
- ロ 広告宣伝費、ホームページ作成費
- ハ その他販路開拓に要する経費

(3) 補助金額

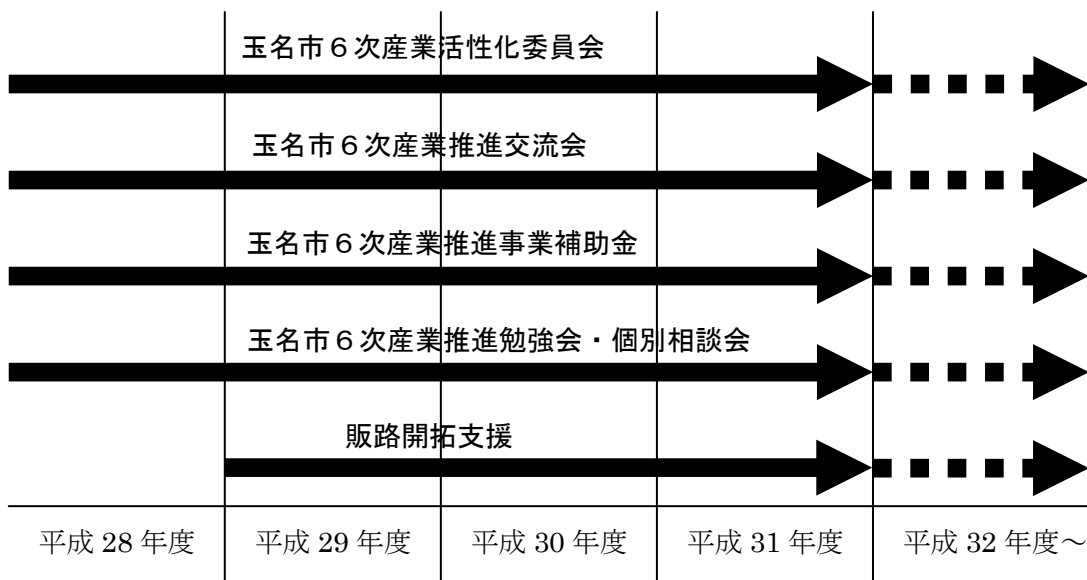
1 事業者当たり 10 万円～500 万円を限度とし、補助率は対象経費の 2 分の 1。(3 年間で上限 500 万円の支援を行う。)

(4) 補助対象者

市内に在住する農林漁業者（個人、グループ、農業生産法人）で、本市の農林水産物を活用して 6 次産業化を行う者。

5 計画の期間

玉名市 6 次産業推進計画期間（第 3 期）は、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 カ年とする。



6 推進目標

平成 31 年度末までの 3 年間に、本市の農林水産物を活用した玉名市 6 次産業推奨品を新たに 10 商品、認定することを目標とする。

7 具体的施策（具体的支援策）

- (1) 委員会の事務局を受け持ち運営及び支援に係る予算化

- (2) 6次産業推進のためのPR
- (3) 6次産業推進のための施策や制度の検討
- (4) 専門家による販路開拓支援および経営相談
- (5) 加工施設や技術アドバイザー、経営アドバイザーの紹介
- (6) 各産業による交流の場の提供（異業種交流会の実施）
- (7) 首都圏でフェアを開催
- (8) その他、委員会において決定された施策

8 組織体制

別紙：組織体制図